

第4章 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

4.1 まちづくりの方向性

本市では、安曇野市都市計画マスタープランに掲げる「山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を目指して、土地利用の基本方針として同プランに定めた「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を念頭におき、本計画では以下2つの方向性を定めてまちづくりの推進を図るものとする。

方向性その1

人口減少下において各地域の核となる5つの中心拠点(拠点市街)の確保

● 5つの中心拠点の確保

- ・商業機能等の都市機能を5つの中心拠点に確保し、周辺の住宅地・集落からのアクセスを確保して、都市の利便性を享受できる暮らしやすい住環境を確保する。

● 高度な都市機能の利用環境の確保

- ・5つの中心拠点が相互に連携するよう拠点間のアクセスを確保し、必要に応じて高度な都市機能を利用できる環境を確保する。
- ・市内2路線の鉄道を維持・活用し、松本都市圏へもアクセスできる環境を確保する。

● 中心市街地の賑わいの確保

- ・ウォーカブルなまちづくりを推進して、5つの中心拠点の賑わいを創出し、新たな産業や観光客を呼び込み商工業・観光の振興と育成を図る。

方向性その2

安曇野の美しい景色、山岳、森林、田園の継承と、既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

● 美しい景色、山岳、森林、田園の継承

- ・市独自の土地利用制度による田園環境区域、山麓保養区域及び森林環境区域における開発・建築の制限と、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域における住宅取得等への支援により、既存市街地において開発・建築や居住を誘導し、本市の美しい景色や山岳、森林、田園からなる良好な環境を保全する。

● 既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

- ・既存市街地において、日常生活に必要な身近な都市機能を確保し、暮らしやすい住環境を創出する。
- ・駅を中心とした通勤環境を向上し、近隣市町村へ通勤する世帯にとっても暮らしやすい住環境を創出する。

4.2 立地適正化計画に基づく区域における誘導方針

本市では、市独自の土地利用制度に基づく区域との整合を図り、既存の市街・集落の成り立ちを踏まえて、本計画に基づく誘導区域を設定するものとする。また、複数設定した誘導区域にはそれぞれに一定の都市機能が必要であることを鑑み、居住誘導区域＝都市機能誘導区域としたうえで、都市機能誘導区域を以下3タイプに区分して、タイプごとにそれぞれ誘導方針を定める。

(1) 拠点施設誘導区域

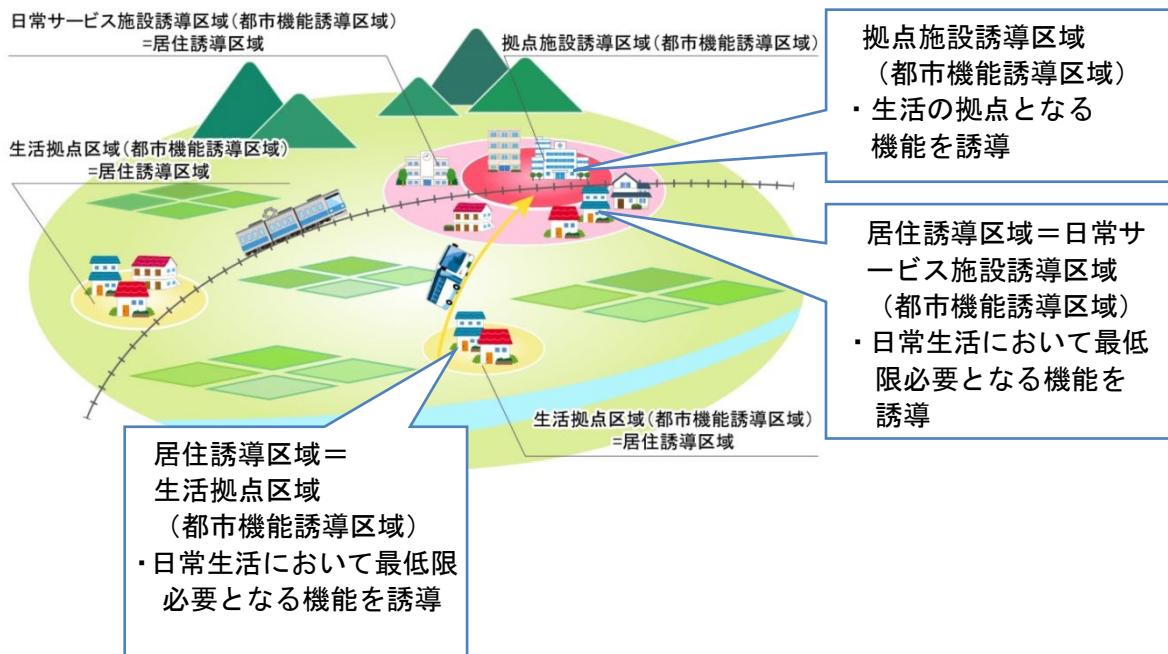
5つの中心拠点である拠点市街区域において、特に中核となる区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）と設定し、高度な都市機能の集積を図る。

(2) 日常サービス施設誘導区域

居住誘導区域と同一の区域において、日常生活に最低限必要となる都市機能の誘導のために、日常サービス施設誘導区域として重層的に都市機能誘導区域を設定する。5つの中心拠点である拠点市街区域において、生活利便性の維持・向上と居住の誘導により、都市機能及び公共交通の維持に必要となる人口の維持を図る。

(3) 生活拠点区域

既存市街地・集落である準拠点市街区域、田園居住区域において、日常生活に必要な都市機能の集積を図るとともに、これらの維持に必要となる人口の維持を図る。



都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
 (出典：立地適正化計画の作成に関するQ&A 国土交通省)

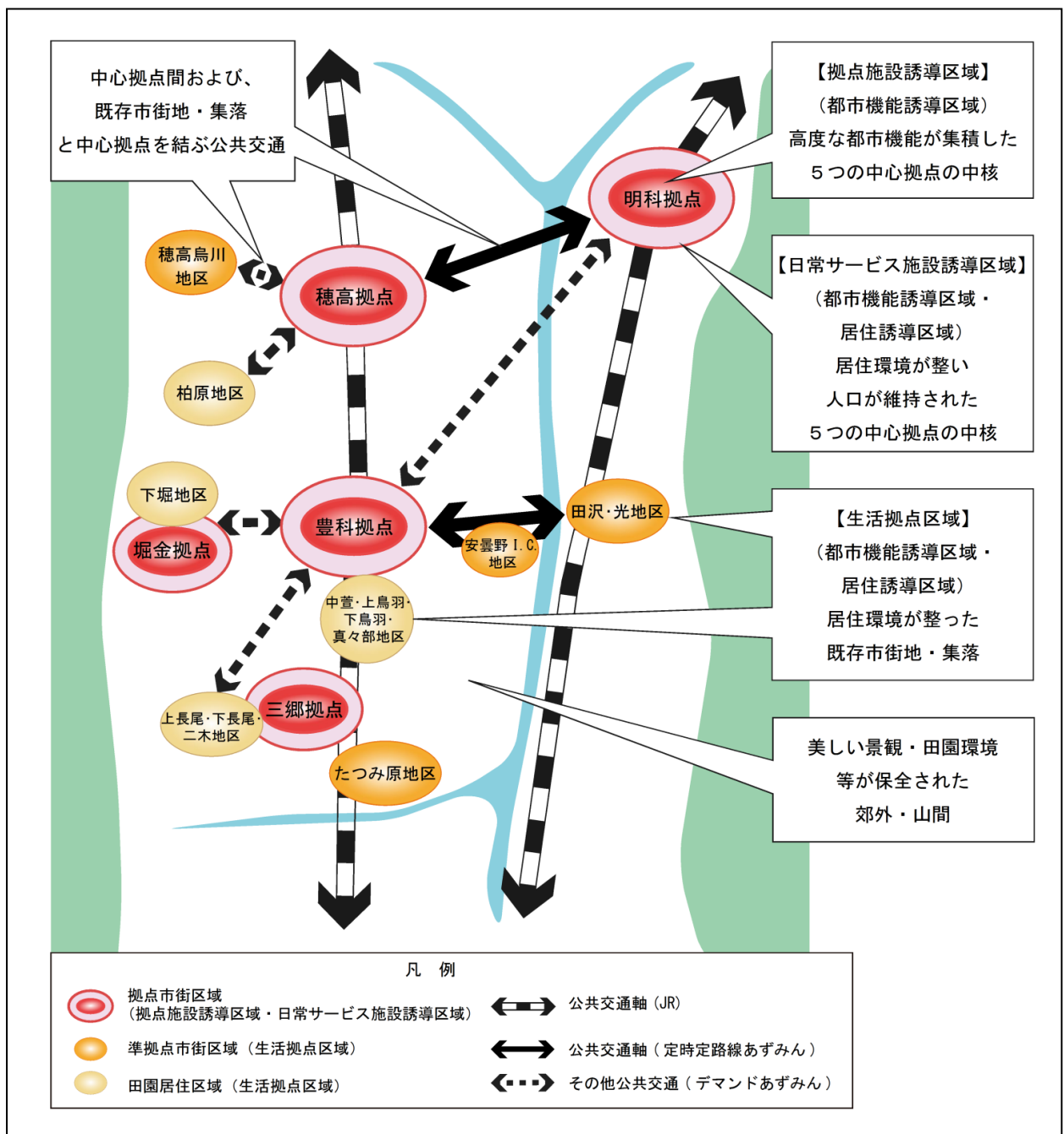
4.3 目指すべき都市の骨格構造

5つの中心拠点（拠点市街区域）を核に高度な都市機能が集積して人口が維持され、その他の既存市街・集落にも良好な居住環境が整い、これらの中心拠点とその他の既存市街・集落を結ぶ公共交通があり、美しい景観や田園環境が保全された、多極ネットワーク型の都市構造を目指す。

なお、5つの中心拠点に、それぞれすべての都市機能が立地するのではなく、各拠点の特性に応じた都市機能が立地し、相互に補完することで市全体として必要な都市機能が満たされる状態を目指す。

また、既存市街・集落以外の区域である田園環境区域や山麓保養区域、森林環境区域においては、開発の抑制を図り、本市の美しい景色や山岳、森林、田園からなる良好な環境を保全する。

図表. 将来都市構造図



4.4 区域別の誘導方針

図表. 土地利用基本計画における区域と本計画における区域の関係

安曇野市土地利用基本計画における 各区域の基本方向		本計画における 区域設定の考え方
拠点市街区域	<p>拠点市街区域は、一定の都市機能が集積している旧町村の中心市街地の区域で、それぞれの地域の特性、歴史や文化を活かしながら、魅力的な街並みや良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図る。</p>	<p>○拠点施設誘導区域 拠点市街区域の中でも、特に拠点性の高い区域に生活の拠点となる機能を誘導。</p> <p>○日常サービス施設誘導区域 拠点市街区域全般において、居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>
準拠点市街区域	<p>準拠点市街区域は、拠点市街区域以外の都市計画法に基づく用途地域で、土地区画整理事業などにより計画的な土地利用誘導が図られてきた区域である。今後もこの方向性の継続が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図る。</p>	<p>○生活拠点区域 居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>
田園居住区域	<p>田園居住区域は、鉄道駅や幹線道路を中心に、隣り合う宅地のまとまりが概ね20ha以上の規模をもつ区域で、良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、駅などを中心とした田園内にある比較的規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設など、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡大を防止する。</p>	<p>○生活拠点区域 居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>